

ガス漏れ警報設備の規格及びその設置方法を定める告示

制定：昭和五十六年六月八日 通商産業省告示第二百六十三号

施行：昭和五十六年六月八日

改正：昭和六十年十一月十五日 通商産業省告示第四百六十二号

施行：昭和六十年十一月十五日

改正：平成七年三月一日 通商産業省告示第百八号

施行：平成七年三月一日

改正：平成十二年九月二十七日 通商産業省告示第五百八十号

施行：平成十二年十月一日

改正：平成十二年十二月二十七日 通商産業省告示第九百六号

施行：平成十三年一月六日

改正：平成二十九年三月三十一日 経済産業省告示第七十四号

施行：平成二十九年四月一日

改正：令和元年七月一日 経済産業省告示第四十六号

施行：令和元年七月一日

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第八十五条第七号の規定に基づき、ガス漏れ警報設備の規格及びその設置方法を次のように定め、昭和五十六年七月一日から施行する。

ガス漏れ警報設備の規格及びその設置方法を定める告示

第一条 この告示における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 ガス漏れ警報設備（以下「警報設備」という。）とは、ガス漏れを検知し、そのガス漏れを建築物等の関係者又は利用者に警報する設備であつて、検知器及び受信機又は検知器、中継器及び受信機で構成されたものに警報装置を付加したものをいう。
- 二 検知器とは、ガス漏れを検知し、中継器若しくは受信機に発信するもの又はガス漏れを検知し、ガス漏れの発生を音響により警報するとともに中継器若しくは受信機に発信するものをいう。
- 三 中継器とは、検知器から発せられた信号を受信し、これを受信機又は警報装置に発信するものをいう。
- 四 受信機とは、検知器から発せられた信号を受信し、又はこの信号を中継器を介して受信し、ガス漏れの発生を当該建築物等の関係者に警報するものをいう。

五 警報装置とは、ガス漏れの発生を建築物等の関係者及び利用者に警報する装置をいう。

第二条 ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第二百二条第八号に規定する警報設備の規格は、次のとおりとする。

一 検知器（液化石油ガスを検知の対象とするものを除く。以下この号において同じ。）の規格は、次のイからマまでに定めるところによること。

イ 確実に作動し、かつ、取扱い及び保守点検が容易にでき、長時間の使用に耐えるものであること。

ロ 不燃性又は難燃性を有する外かくで覆われていること。

ハ 外かく、ブザー、変圧器等に使用される金属は、耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施したものであること。

ニ 壁、天井等に確実に固定でき、かつ、容易に交換できる構造であること。

ホ 通常の使用状態において、水滴が浸入しにくい構造であること。

ヘ ガス漏れの発生を音響により警報する機能（以下「警報機能」という。）を有するものにあつては、通電状態にあることを容易に確認できる通電表示灯を有すること。

ト 警報機能を有するものにあつては、信号を発した旨を容易に確認できる装置を有すること。

チ 警報機能を有するものにあつては、その警報音の音圧は前方一メートル離れた箇所で七十デシベル以上であること。

リ 調整機能を有する部分は、調整後変動しないような措置が講じられており、かつ、露出しないような構造であること。

ヌ 検知部は、防爆性能を有する構造であること。

ル 充電部と非充電部との間の絶縁抵抗は、直流五百ボルトの電圧がかかったときに五メガオーム以上であること。

ヲ 充電部と非充電部との間の絶縁耐力は、定格電圧が六十ボルト以下のものにあつては五百ボルト、六十ボルトを超え百五十ボルト以下のものにあつては千ボルト、百五十ボルトを超えるものにあつては定格電圧に二を乗じて得た値に千ボルトを加えた値の電圧が一分間かかったときに、十分なものであること。

ワ 電流が通過する部分（電線を除く。）で、すべりの部分又は可動軸の部分には、接触不良を起こさないための適切な措置が講じられていること。

カ 充電部に人が容易に触れるおそれのある場合には、当該充電部が外部から十分保護されていること。

ヨ 定格電圧が百五十ボルトを超えるものの金属製の外かくには、接地端子が設けられていること。

タ 電磁継電器の接点は、密閉構造で、かつ、外部負荷と兼用されていないものであること。

レ 電源変圧器は、日本産業規格C六四三六（一九九五）電子機器用小型電源変圧器に準ずるものであり、かつ、最大使用電流に連続して耐える容量を有するものであること。

ソ 電源電圧が定格電圧の九十パーセントから百十パーセントまでの範囲で変動したとき、使用上支障のある影響を受けないものであること。

ツ 通常の使用状態において発生する衝撃電圧により使用上支障のある影響を受けないものであること。

ネ 通常の使用状態において、零下十度から五十度までの温度変化により使用上支障のある影響を受けない

いものであること。

ナ 通常の使用状態において、温度が三十五度から四十度までの間で、かつ、湿度が八十五パーセント以上の状態にさらされたとき、使用上支障のある影響を受けないものであること。

ラ 通常の使用状態における衝撃及び輸送中に加えられる振動に耐えるものであること。

ム 通常の使用環境において発生する腐食性のガスにより使用上支障のある影響を受けないものであること。

ウ 通常の使用環境において発生する粉じんにより使用上支障のある影響を受けないものであること。

キ ガスの濃度が爆発下限界の四分の一以上のときに確実に作動し、二百分の一以下のときに作動しないものであること。

ノ 爆発下限界の四分の一以上の濃度のガスにさらされているときは、継続して作動するものであること。

オ 信号を発する濃度のガスに断続的にさらされたとき、使用上支障のある影響を受けないものであること。

ク 通常の使用状態において、調理等の際に発生する湯気、油煙、アルコール、廃ガス等によつて容易に信号（警報機能を有するものにあつては、信号及び警報）を発しないものであること。

ヤ 信号を発する濃度のガスに接したとき、六十秒以内に信号（警報機能を有するものにあつては、信号及び警報）を発するものであること。

マ 検知器には、次に掲げる事項が容易に消えないように表示されていること。

- (1) 型式名又は型式番号（型式名又は型式番号を有するものに限る。）
- (2) 製造年月
- (3) 製造番号
- (4) 製造事業者の氏名又は名称
- (5) 適用すべきガス
- (6) 定格電圧
- (7) 定格周波数
- (8) 定格消費電力
- (9) 標準遅延時間（ガス漏れ信号を発する濃度のガスを検知してから、信号を発するまでの標準時間をいう。）
- (10) 出力信号の種類
- (11) 取扱方法の概要及び取扱いに当たつての注意事項

二 液化石油ガスを検知の対象とする検知器の規格は、当該検知器が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第四十六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

三 中継器の規格は、第一号ロ、ホ、カ、レ、ツ及びネによるほか、次のイからネまでに定めるところによること。

イ 確実に作動し、かつ、取扱い、保守点検及び附属部品の取替えが容易にでき、耐久性を有するもので

あること。

ロ 通常の使用状態において、ほこり、湿気等の発生により使用上支障のある影響を受けないものであること。

ハ 腐食により機能に異常を及ぼすおそれがある部分には、防食のための措置が講じられていること。

ニ 配線は、十分な電流容量を有し、かつ、接続が適確であること。

ホ 部品は、機能に異常を生じないように適確に、かつ、容易にゆるまないように取り付けられていること。

ヘ 定格電圧が六十ボルトを超えるものの金属製の外かくには、接地端子が設けられていること。

ト 電磁継電器が設けられているものにあつては、当該電磁継電器は、次の（１）及び（２）によること。

（１） 密閉型以外のものにあつては、接点及び可動部にほこりがたまらないようにカバーが設けられていること。

（２） 接点は、日本工業規格C二五〇九（一九六五）通信機器用接点材料の三種又はこれと同等以上の性能を有する材料が用いられているとともに外部負荷と兼用されていないものであること。

チ 表示灯に電球が使用されているものにあつては、当該電球は、使用される回路の定格電圧の百三十パーセントの交流電圧が二十時間連続してかかったときに、断線、著しい光束変化、黒化及び著しい電流の低下を生じないものであること。

リ スイッチが設けられているものにあつては、当該スイッチは、次の（１）及び（２）によること。

（１） 確実かつ容易に作動し、停止点が明確であること。

（２） 接点は、腐食するおそれのないものであり、かつ、その容量は、最大使用電流に耐えるものであること。

ヌ 指示電気計器が設けられているものにあつては、当該指示電気計器は、次の（１）及び（２）によること。

（１） 日本産業規格C一一〇二一一（二〇一一）指示電気計器に準ずるものであること。

（２） 電圧計の最大目盛は、使用される回路の定格電圧の百四十パーセント以上二百パーセント以下であること。

ル ヒューズが設けられているものにあつては、当該ヒューズは、日本産業規格C六五七五一一（二〇一六）電子機器用筒形ヒューズ又は日本産業規格C八二〇一一四一一（二〇一〇）配線用ヒューズ通則に準ずるものであること。

ヲ 予備電源が設けられているものにあつては、当該予備電源は、次の（１）から（６）までによること。

（１） 密閉型蓄電池であること。

（２） 主電源が停止した場合に、自動的に予備電源に切り替えられ、主電源が復旧した場合に、自動的に予備電源から主電源に切り替えられる装置が設けられていること。

（３） 最大消費電流に相当する負荷を加えて電圧の測定を行うことができる装置が設けられていること。

- (4) 口出線は、色分けされているとともに誤接続防止のための措置が講じられたものであること。
- (5) 本体の外部に設ける予備電源は、不燃性又は難燃性のケースに収納されているとともに、本体との間の配線は、耐熱電線が用いられていること。
- (6) 容量は、一分間以上にわたり、二回線を有効に作動させるとともにその他の回線により監視を可能とするために十分なものであること。

ワ 電源電圧が定格電圧の九十パーセントから百十パーセント（予備電源が設けられているものにあつては、当該予備電源の定格電圧の八十五パーセントから百十パーセント）までの範囲で変動したとき、使用上支障のある影響を受けないものであること。

カ 中継器の機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置が設けられていないこと。

ヨ 受信機若しくは検知器又は他の中継器を通じて電気を供給される方式の中継器にあつては、次の

(1) 及び(2)によること。

(1) 外部負荷に電気を供給する回路には、ヒューズ、ブレーカ等が設けられ、かつ、ヒューズの溶断、ブレーカの遮断等が生じた場合に、その旨の信号が自動的に受信機に送られるものであること。

(2) ガス漏れ信号に影響を与えるおそれのある操作機構が設けられていないこと。

タ ヨ以外の中継器にあつては、ヨ(2)によるほか、次の(1)及び(2)によること。

(1) 主電源回路の両線、予備電源回路の一線（予備電源が設けられているものに限る。）及び外部負荷に電気を供給する回路には、ヒューズ、ブレーカ等が設けられ、かつ、主電源の停止、ヒューズの溶断、ブレーカの遮断等が生じた場合に、その旨の信号が自動的に受信機に送られるものであること。

(2) 主電源は、五回線（接続できる回線数が五未満のものにあつては全回線）が作動したときの負荷又は全回線が監視状態にあるときの負荷のうちいずれか大きい方の負荷に連続して耐える容量を有するものであること。

レ 受信開始から発信までの所要時間は、五秒以内であること。

ソ 充電部と非充電部との間及び電源変圧器の線路相互間の絶縁抵抗は、直流五百ボルトの電圧がかかつたときに五メガオーム（接続できる回線数が十以上のものの充電部と非充電部との間にあつては、一回線当たり五十メガオーム）以上であること。

ツ 充電部と非充電部との間及び電源変圧器の線路相互間の絶縁耐力は、定格電圧が六十ボルト以下のものにあつては五百ボルト、六十ボルトを超え百五十ボルト以下のものにあつては千ボルト、百五十ボルトを超えるものにあつては定格電圧に二を乗じて得た値に千ボルトを加えた値の交流電圧が一分間かかつたときに、十分なものであること。

ネ 中継器には、次に掲げる事項が容易に消えないように表示されていること。ただし、(6)に掲げる事項は、適当なケースに収納した下げふだに表示することができる。

(1) 種別

(2) 型式及び型式番号

(3) 製造年

(4) 製造番号

- (5) 製造事業者の氏名又は名称
- (6) 取扱方法の概要及びその取扱いに当たつての注意事項
- (7) 接続できる回線の数又は検知器の数
- (8) 入力信号及び出力信号の種類
- (9) 主電源の定格電圧及び定格電流
- (10) 予備電源には、蓄電池の製造事業者の氏名又は名称、種別、型式名又は型式番号、定格容量、定格電圧及び接続する場合の注意事項
- (11) 終端器の種別及び型式又は型式番号（終端器を接続するものに限る。）
- (12) 部品には、部品記号
- (13) 端子板には、端子記号（電源用又は音響装置用の端子にあつては端子記号、交流又は直流の別、定格電圧及び定格電流）
- (14) スイッチ等の操作部には、「開」、「閉」等の表示及び使用方法
- (15) ヒューズホルダには、使用するヒューズの定格電流

四 受信機の規格は、第一号ロ、ホ、カ、レ及びツ並びに前号イからトまで、リからワまで、タ（２）、ソ及びツによるほか、次のイからソまでに定めるところによること。

イ 音響装置が設けられているものにあつては、当該音響装置は、次の（１）から（５）までによること。

- (1) 定格電圧の九十パーセント（予備電源が設けられているものにあつては、当該予備電源の定格電圧の八十五パーセント）の電圧で音響を発すること。
- (2) 定格電圧における音圧は、音響装置の中心から前方一メートル離れた箇所において七十デシベル以上であること。
- (3) 定格電圧で八時間連続して鳴動したとき、使用上支障のある影響を受けないものであること。
- (4) 充電部と非充電部との間の絶縁抵抗は、直流五百ボルトの電圧がかかったときに五メガオーム以上であること。
- (5) 充電部と非充電部との間の絶縁耐力は、定格電圧が六十ボルト以下のものにあつては五百ボルト、六十ボルトを超え百五十ボルト以下のものにあつては千ボルト、百五十ボルトを超えるものにあつては定格電圧に二を乗じて得た値に千ボルトを加えた値の交流電圧が一分間かかったときに、十分なものであること。

ロ 表示灯が設けられているものにあつては、当該表示灯は、次の（１）から（３）までによること。

- (1) 電球にあつては、使用される回路の定格電圧の百三十パーセントの交流電圧が二十時間連続してかかったときに、断線、著しい光束変化、黒化及び著しい電流の低下を生じないものであること。
- (2) 二以上の電球が並列に接続されていること。ただし、放電灯又は発光ダイオードが用いられているものにあつては、この限りでない。
- (3) 周囲の明るさが三百ルクスの状態において、前方三メートル離れた箇所で点灯していることが明らかに識別できるものであること。

ハ 送受話器が設けられているものにあつては、当該送受話器は、確実に作動し、かつ、耐久性を有する

ものであること。

- ニ 受信機の試験装置は、受信機の前面において容易に操作ができるものであること。
- ホ 受信機の内部に、主電源の両極を同時に開閉できる電源スイッチが設けられていること。
- ヘ 主電源回路の両線、予備電源回路の一線（予備電源が設けられているものに限る。）及び受信機から外部負荷に対し電気を供給する回路には、ヒューズ、ブレーカ等が設けられていること。
- ト 受信機の前面に主電源を監視する装置が設けられていること。
- チ 復旧スイッチ又は音響装置の鳴動を停止するスイッチが設けられているものにあつては、当該スイッチは、専用のものであること。
- リ 自動的に定位置に復旧しないスイッチが設けられているものにあつては、当該スイッチが定位置にないとき、音響装置又は点滅する注意灯が作動すること。
- ヌ ガス漏れ信号を受信したとき、赤色又は黄色のガス漏れ灯及び音響装置によりガス漏れの発生を、地区表示装置により当該ガス漏れの発生した警戒区域（警報設備の一回線が有効にガス漏れを覚知することができる区域をいう。以下同じ。）を自動的に表示（以下「ガス漏れ表示」という。）できるものであること。
- ル ガス漏れ表示作動の試験ができる装置を有し、かつ、操作中に他の回線からガス漏れ信号を受けたとき、ガス漏れ表示を行うことができるものであること。
- ヲ 接続できる回線数が五以下のもの及び検知器の電源の停止が受信機で分かる装置を有するものを除き、終端器に至る配線の導通が回線ごとに確認できる装置を有し、かつ、操作中に他の回線からガス漏れ信号を受けたとき、ガス漏れ表示を行うことができるものであること。
- ワ 二回線のガス漏れ信号を同時に受信してもガス漏れ表示を行うことができるものであること。
- カ 前号ヨ（１）及びタ（１）に規定する信号を受けたとき、自動的に音響装置及び故障表示灯が作動するものであること。
- ヨ 受信開始からガス漏れ表示を行うまでの所要時間は、六十秒以内であること。
- タ 受信機の機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置が設けられていないこと。
- レ 通常の使用状態において、零度から四十度までの温度変化により使用上支障のある影響を受けないものであること。
- ソ 受信機には、次に掲げる事項が容易に消えないように表示されていること。ただし、（６）に掲げる事項は、適当なケースに収納した下げふだに表示することができる。

- （１） 種別
- （２） 型式及び型式番号
- （３） 製造年
- （４） 製造番号
- （５） 製造事業者の氏名又は名称
- （６） 取扱方法の概要及び取扱いに当たつての注意事項
- （７） 接続できる回線の数又は検知器の数
- （８） 入力信号及び出力信号の種類

- (9) 標準遅延時間（ガス漏れ信号を受信してから、ガス漏れ表示を行うまでの標準時間をいう。）
- (10) 主電源の定格電圧及び定格電流
- (11) 予備電源には、蓄電池の製造事業者の氏名又は名称、種別、型式名又は型式番号、定格容量、定格電圧及び接続する場合の注意事項
- (12) 終端器の種別及び型式又は型式番号（終端器を接続するものに限る。）
- (13) 部品には、部品記号
- (14) 端子板には、端子記号（電源用又は音響装置用の端子にあつては端子記号、交流又は直流の別、定格電圧及び定格電流）
- (15) スイッチ等の操作部には、「開」、「閉」等の表示及び使用方法
- (16) ヒューズホルダには、使用するヒューズの定格電流
- (17) 音響装置には、交流、直流の別、定格電圧、定格電流、製造年及び製造事業者の氏名又は名称

第三条 ガス事業法施行規則第二百二条第八号に規定する警報設備の設置方法は、次のとおりとする。

一 検知器は、燃焼器が設置されている室内であつて、天井の室内に面する部分（天井がない場合にあつては、上階の床の下面。以下「天井面等」という。）又は壁面の次のイからハまでに適合する点検に便利な場所（出入口付近等外部の気流が流通する場所、換気口等の空気吹き出し口から一・五メートル以内の場所、燃焼器の廃ガスに触れやすい場所等ガス漏れを有効に検知できない場所を除く。）に設置されていること。

イ ガスの空気に対する比重が一より小さい場合には、次の（１）から（３）までによること。

- (1) 燃焼器から水平距離で八メートル以内に設置されていること。ただし、天井面等が〇・六メートル以上突出したはり等により区画されている場合には、当該はり等より燃焼器側に設置されていること。
- (2) 燃焼器が設置されている室内で、天井面等の付近に吸気口がある場合には、当該燃焼器から最も近い吸気口（当該燃焼器と吸気口との間の天井面等が〇・六メートル以上突出したはり等によつて区画されている場合の当該吸気口を除く。）の付近に設置されていること。
- (3) 検知器の下端は、天井面等の下方〇・三メートル以内の位置に設置されていること。

ロ ガスの空気に対する比重が一より大きい場合には、次の（１）及び（２）によること。

- (1) 燃焼器から水平距離で四メートル以内に設置されていること。
- (2) 検知器の上端は、床面の上方〇・三メートル以内の位置に設置されていること。

ハ その他ガスの性状等に応じ、ガスの漏えいを確実に検知できるように設置されていること。

二 中継器は、次のイ及びロに定めるところにより設置されていること。

イ 受信機において、受信機から検知器に至る配線の導通の確認を行うことができない場合にあつては、回線ごとに導通の確認を行うことができるように受信機と検知器との間に中継器が点検に便利で、かつ、防火上有効な措置を講じた箇所に設けられていること。ただし、接続できる回線数が五以下の受信機にあつては、この限りでない。

ロ その他中継器を設ける場合にあつては、当該中継器は点検に便利で、かつ、防火上有効な措置を講じた箇所に設置され、検知器から発せられた信号を受信し、これを受信機に発信し、又は警報装置等に発

信することができるように設置されていること。

三 受信機は、次のイからハまでに定めるところにより設置されていること。

イ 検知器又は中継器から発せられた信号を適確に受信して当該検知器に係る警戒区域を表示できるように設置されていること。

ロ 操作スイッチは、操作が容易な箇所に設けられていること。

ハ 音響装置（ガス漏れ表示を行うものに限る。）の音圧及び音色が他の警報音、騒音等と明らかに区別することができるように設置されていること。

ニ 保安状況を監視できる場所（中央管理室が設けられている場合は、当該中央管理室）に設置されていること。

ホ 受信機が設置されている場所には、当該受信機と接続された検知器に係る警戒区域の一覧図が備えられていること。

ヘ 一の特定地下街等又は一の特定地下室等に二以上の受信機が設置されているときは、これらの受信機のある場所相互間で同時に通話することができる設備が設置されていること。

四 警報装置は、次のイからハまでに定めるところにより設置されていること。

イ 音声によりガス漏れの発生を建築物等の関係者及び利用者に警報する装置（以下「音声警報装置」という。）は、次の（１）から（３）までによること。ただし、非常の場合に有効に作動できる放送設備が設置されている場合にあつては、その有効範囲内の部分について音声警報装置は設けないことができる。

（１） 音圧及び音色は、他の警報音、騒音等と明らかに区別することができるものであること。

（２） スピーカーは、各階ごとに、その階の各部分から一のスピーカーまでの水平距離が二十五メートル以下となるように設置されていること。

（３） 一の特定地下街等又は一の特定地下室等に二以上の受信機が設置されているときは、これらの受信器が設置されているいずれの場所からも作動させることができるものであること。

ロ 表示灯によりガス漏れの発生を通路にいる建築物等の関係者に警報する装置（以下「ガス漏れ表示灯」という。）は、次の（１）及び（２）によること。ただし、一の警戒区域が一の店舗等からなる場合にあつては、ガス漏れ表示灯を設けないことができる。

（１） 検知器の設置される店舗等が通路に面している場合にあつては、店舗等ごとに当該店舗等の通路に面する部分の出入口付近に設置されていること。

（２） 前方三メートル離れた箇所で点灯していることが明らかに識別できるように設置されていること。

ハ 音響によりガス漏れの発生を検知区域において建築物等の関係者に警報する装置（以下「検知区域警報装置」という。）は、当該検知区域警報装置から前方一メートル離れた箇所で音圧が七十デシベル以上となるよう設置されていること。ただし、警報機能を有する検知器が設置されている場合及び機械室等常時人がいない場所に検知器が設置されている場合にあつては、検知区域警報装置を設けないことができる。

五 配線は、電気工作物に係る法令の規定するところによるほか、次のイからハまでに定めるところによる

こと。

イ 常時開路式の検知器の信号回路は、容易に導通試験をすることができるように当該回路の末端に終端器が設けられているとともに、一の回路に一の検知器を接続する場合を除き、送り配線であること。

ロ 電源回路と大地の間及び電源回路の配線相互間の絶縁抵抗は、直流五百ボルトの絶縁抵抗計により測定した値で、電源回路の対地電圧が百五十ボルト以下の場合は〇・一メガオーム以上、電源回路の対地電圧が百五十ボルトを超える場合は〇・二メガオーム以上、検知器回路及び附属装置回路（それぞれの電源回路を除く。）と大地との間及びそれぞれの回路の配線相互間の絶縁抵抗は、警戒区域ごとに直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値で〇・一メガオーム以上であること。

ハ 次の（１）及び（２）に掲げる回路方式が用いられていないこと。

（１） 接地電極に常時直流電流が流れる回路方式

（２） 検知器又は中継器が接続される回路と他の設備（当該設備が接続されたことによりガス漏れ信号の伝達に影響が及ばないものを除く。）の回路と同一の配線を共用する回路方式

六 電源は、次のイからハマまでに定めるところによること。

イ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線からとられていること。

ロ 警報設備の電源たる蓄電池又は交流低圧屋内幹線からの当該電源のための配線は、当該配線以外の配線が分岐されていないこと。

ハ 電源の開閉器には、警報設備用のものである旨が表示されていること。

七 非常電源は、蓄電池設備であつて、当該設備を用いて警報設備を十分間以上にわたり、二回線を有効に作動させるとともにその他の回線により監視状態におくことができる容量を有するものが設置されていること。ただし、警報設備の予備電源又は蓄電池設備を用いて一分間以上にわたり二回線を有効に作動させるとともにその他の回線を監視状態におくことができる場合にあつては、有効に作動する自家発電設備によることができる。

八 警報設備は、検知器及び受信機の標準遅延時間の合計が六十秒以内になるよう設置されていること。

九 警報設備は、次のイ及びロに掲げる場合に受信機においてガス漏れ表示と同様の表示を行わないよう設置されていること。

イ 配線の一に地絡その他当該設備に係る電圧又は電流が変化した場合

ロ 振動又は衝撃を受けた場合

十 警報設備の警戒区域は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ 一の警戒区域の面積は、六百平方メートル以下となるように設けられていること。ただし、当該警戒区域内のガス漏れ表示灯が通路の中央から容易に見通すことができる場合にあつては、千平方メートル以下となるよう設けることができる。

ロ 一の警戒区域は、一の階に設けられていること。ただし、一の警戒区域の面積を五百平方メートル以下とする場合にあつては、二の階にわたつて設けることができる。

改正文 （昭和六十年十一月十五日通商産業省告示第四百六十二号） 抄

公布の日から施行する。ただし、この告示の施行の際現に設置され、又は設置若しくは変更の工事に着手し

た中継器についての改正後の第二条第三号ヌ及びルの規定の適用に関しては、なお従前の例によることができる。